

令和8年（フ）第257号

徳島県徳島市南昭和町5丁目52番地の5 カ
レッジハウス2001 2C、旧住所徳島県鳴門
市鳴門町三ツ石字南大手53番地1
債務者 橋本 昂汰

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第260号

徳島県徳島市八万町式丈40番地の1 第二阿
波ビル 302号室
債務者 山ノ井咲希

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第117号

栃木県小山市大字出井1191番地3
債務者 佐藤 清高

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和8年（フ）第770号

京都市南区吉祥院西ノ内町11番地 バルシェ
西ノ内506
債務者 齊藤 詩衣

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第983号

京都市右京区梅津徳丸町18番地1 梅の宮マ
ンション205号
債務者 遠山 香

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第988号

京都市西京区川島滑樋町2番地 ニュー
シャープ 207、前住所京都市下京区西七条
掛越町27番地 グランドール西大路413号
債務者 安多 和久

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第137号

島根県松江市大庭町1331番地1 八重垣団地
10号棟1022号
債務者 藤原 和幸

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
松江地方裁判所民事部

令和8年（フ）第228号

長崎県長崎市金堀町14番19号
債務者 今田 剛

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第868号

広島県廿日市市佐方497番地1 202
債務者 浜岡 恵利

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月2日まで
広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和7年（フ）第1998号

福岡市城南区南片江五丁目4番16号
破産者 株式会社ミモザ

- 1 決定年月日 令和8年8月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第188号

山梨県山梨市牧丘町牧平16
破産者 株式会社オプトバル

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第1067号

福岡市中央区舞鶴二丁目2番3号
破産者 株式会社中央録音システム

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第879号

福岡県宗像市赤間駅前一丁目5番12号
破産者 日本ドローンビジネスコンサルタント
株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1177号

福岡市中央区大名二丁目1番50—201号
破産者 株式会社シェテル

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第141号

鹿児島県伊佐市大口上町22番地7
破産者 株式会社ふくしま

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第13号

鹿児島県霧島市国分中央三丁目7番11号 久
保ビル1 1F
破産者 株式会社OCTO

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第143号

福岡市東区箱崎一丁目28番14号ロマネスク箱
崎805号
破産者 株式会社智裕スタイル

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第915号

熊本市北区龍田陳内二丁目28番21号

破産者 華龍国際産業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第115号

仙台市青葉区上杉三丁目3番8号
破産者 株式会社日本通信

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係